

(証券コード：3948)

平成31年3月13日

株 主 各 位

東京都八王子市東浅川町553番地
光ビジネスフオーム株式会社
代表取締役社長 林 陽 一

第51回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第51回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、本総会の付議事項には、その決議に定足数を必要とする議案もございますので、当日おさしつかえのためご出席願えない場合は、お手数ながら後記参考書類をご検討くださいます。同封の委任状用紙に賛否をご表示いただき、ご押印のうえ、折り返しご送付くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成31年3月28日（木曜日）午前10時
2. 場 所 東京都八王子市東浅川町553番地
光ビジネスフオーム株式会社 本社
3. 会議の目的事項

報 告 事 項 第51期（平成30年1月1日から平成30年12月31日まで）事業報告、計算書類の内容報告の件

決 議 事 項

- 第1号議案 剰余金処分の件
- 第2号議案 定款一部変更の件
- 第3号議案 取締役6名選任の件

議案の概要は、後記の「議決権の代理行使の勧誘に関する参考書類」に記載のとおりであります。

以 上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の「委任状用紙」を、会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

また、当日は定刻までにおいでいただけない場合、会場への入場をお断りいたしますので、当日の総会運営にご協力賜りますようお願い申し上げます。交通機関の遅延等不測の事態の場合には開始時刻を繰り下げる等の対応をとることがあります。

なお、事業報告および計算書類に株主総会の前日までに修正をすべき事情が生じた場合には、当社ホームページ（<http://www.hikaribf.co.jp>）に掲載することにより、お知らせいたします。

事業報告

(平成30年1月1日から
平成30年12月31日まで)

1. 会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過およびその成果

当期における我が国経済は、西日本の豪雨災害、関西の台風被害、北海道の震災と続いた自然災害の影響で、緩やかな景気回復に水を差された状態となり、米中貿易戦争の懸念が日本経済に影を落とすこととなって、企業業績にも下方修正が相次ぎ、年の後半は株価が急落するなど、景気回復に一服感が出てきました。海外の情勢では、米国の中間選挙結果やドイツの首相交代の動き、ブラジルの大統領選挙結果など、保護主義化の傾向が強まる一方で、一帯一路政策を進める中国が日本とともに貿易自由化を主張するという、これまでにない様相となりました。

フォーム印刷業界におきましては、ビジネス・スタイルのペーパーレスにも一段と拍車がかかり、ビジネスフォームの減少スピードも更に速まってきました。特に、BtoCの分野でスマートフォン用の様々なアプリケーションが開発されたことにより、紙による通知物の送付行為自体が激減しました。

このような情勢のもと、当社は営業部門におきましては、人手不足や業態改革に伴うアウトソーシングの動きを、ビジネスチャンスと捉えて活動し、紙による通知物と紙に代わるものとの一括受注を図り、売上の確保に努めました。

製造部門におきましては、印刷機器、メーリングサービス関連機器の増強のほか、一層の省力化・人員配置の効率化に努めました。

また、セキュリティ委員会を通じて、サイバー攻撃対策などの情報セキュリティ対策を強化すると共に、内部統制、ISO、個人情報保護の諸活動を通じて各製造工程の質的な見直しを図り、社員教育を繰り返し行いました。

以上のとおり、営業・製造・管理各部門においてそれぞれの体質強化策を推進してまいりました結果、売上高6,881百万円（前期比3.1%減）、経常利益182百万円（前期比12.2%減）、当期純利益135百万円（前期は当期純損失49百万円）となり、前期に比べ減収・増益となりました。

(2) 当社が対処すべき課題

わが国では、オリンピックを控えたインフラ建設等の需要が一段落し、10月に予定されている消費税率の引き上げに向けた駆け込み需要とその反動としての景気の落ち込みが予想されています。これに対して政府の低減税率や自動車税減税などの政策導入が期待され、また人手不足に対応する外国人労働者の受け入れ促進政策の導入による生産性の底上げや、昨年決定した大阪万博に向けての需要が動き始めることもプラス要因として考えられています。とはいえ、海外では米中貿易摩擦や欧州での保護主義化の動向、一時安定化した北朝鮮情勢、中東情勢の不安定化の懸念など、様々な不安材料があります。そのような中で、国内企業は第4次産業革命に対応した事業転換を一段と進めていくものと思われま

す。フォーム印刷業界におきましては、今年4月の新元号の制定のほか、統一地方選挙、7月の参議院選挙が予定され、また10月には消費税率の引き上げもあり、一時的な追い風になるものと期待される一方で、通知物としてのビジネスフォームの減少スピードも一段と速まっていくものと思われま

す。このような情勢の中で、当社は営業面におきましては、顧客ニーズの変化に迅速に対応する、総合的かつ具体的なソリューション提案を行い、ビジネスフォームと情報処理の技術を総合的に組み合わせる新しいサービスに結びつけるような活動を積極的に進めてまいります。特にBPOの分野で、人手不足や業態改革を背景とする顧客企業のアウトソーシングの動きを好機ととらえ、自らの業態変革には一層の拍車をかけていかなければならないと考えま

す。生産面では、一段の省力化投資により生産機能のレベルアップを図り、人員・設備の効率的再配置により、新しいサービスの提供力向上を目指すと共に、原価率のさらなる低減に努めてまいります。また、内部統制やISO活動・個人情報保護活動を通じて、社会的にも関心の高い法令遵守やセキュリティ・環境・女性活躍推進・働き方改革への取り組みといった企業の社会的責任を果たしてまいりま

す。株主の皆様におかれましては、なお一層のご支援、ご指導を賜りますようお願い申し上げます。

(3) 資金調達の状況

当期の所要資金につきましては、借入金および自己資金により賄っております。

(4) 設備投資等の状況

当期中に実施いたしました設備投資の総額（無形固定資産を含む）は347百万円であります。

その主な内容は、印刷機器等の機械装置（リース資産を含む）の取得302百万円であります。

- (5) 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況
該当事項はありません。
- (6) 事業の譲受けの状況
該当事項はありません。
- (7) 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況
該当事項はありません。
- (8) 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況
該当事項はありません。
- (9) 財産および損益の状況

期 別 項 目	第 48 期 (平成27年12月期)	第 49 期 (平成28年12月期)	第 50 期 (平成29年12月期)	第 51 期 (平成30年12月期)
売 上 高(百万円)	6,983	6,992	7,101	6,881
経 常 利 益(百万円)	210	221	207	182
当期純利益又は当期純損失(百万円)	161	157	△49	135
1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(円)	27.88	27.30	△8.53	23.36
総 資 産(百万円)	9,255	9,116	9,462	9,254
純 資 産(百万円)	6,881	6,922	6,936	6,803

- (注) 1. 記載金額は1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失を除いて、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。
2. 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失の算出は期中平均発行済株式数によっております。

(10) 重要な親会社および子会社の状況

- ① 親会社の状況
該当事項はありません。
- ② 子会社の状況
該当事項はありません。
- ③ 事業年度末日における特定完全子会社の状況
該当事項はありません。

(11) 主要な事業内容（平成30年12月31日現在）

コンピューター用出力帳票、諸事務・計測器などの機器に用いる用紙類の製造、販売並びに関連消耗品類の販売、データ出力業務およびデータ・エントリー業務。

(12) 主要な営業所、工場およびセンター（平成30年12月31日現在）

本社および本社事務所

営業所および支店

事業所名	所在地
本社	東京都八王子市
本社事務所	東京都新宿区

事業所名	所在地
日本橋営業部	東京都中央区
新宿営業所	東京都新宿区
多摩営業所	東京都八王子市
大阪支店	大阪市北区

工場

事業所名	所在地
高尾工場	東京都八王子市
野田工場	千葉県野田市

センター

事業所名	所在地
DPP第1センター	東京都八王子市
DPP第2センター	東京都八王子市

(13) 従業員の状況（平成30年12月31日現在）

区分	従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
男性	312 ^名	増減なし	42.0 ^才	14.4 ^年
女性	70	2名増	40.2	13.6
計または平均	382	2名増	41.7	14.2

(注) パートタイマー（81名）を含む従業員数は463名であります。

(14) 主要な借入先の状況（平成30年12月31日現在）

該当事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項（平成30年12月31日現在）

- | | |
|--------------|-----------------------------|
| (1) 発行可能株式総数 | 15,400,000株 |
| (2) 発行済株式総数 | 5,782,028株(自己株式 33,266株を除く) |
| (3) 株主数 | 2,090名 |
| (4) 大株主 | |

株主名	持株数(千株)	持株比率(%)
内外カーボンインキ(株)	550	9.51
村上 文江	255	4.41
自社従業員持株会	245	4.24
三井住友信託銀行(株)	237	4.09
瀬戸 政春	174	3.00
エム・ビー・エス(株)	141	2.44
(株)みずほ銀行	133	2.31
日本トラスティ・サービス信託銀行(株)(信託口)	130	2.24
(株)ミヤコシ	122	2.12
キャノンプロダクションプリンティングシステムズ(株)	100	1.72
フジ日本精糖(株)	100	1.72

(注) 持株比率は、当事業年度の末日における発行済株式（自己株式を除く）の総数に対する割合であります。

- (5) その他株式に関する重要な事項
該当事項はありません。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

- (1) 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況
該当事項はありません。

- (2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況該当事項はありません。
- (3) その他新株予約権等に関する重要な事項該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役の氏名等（平成30年12月31日現在）

地 位	氏 名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役社長	林 陽 一	
専務取締役	坂 下 正 巳	製造本部DPP本部統括
常務取締役	松 本 康 宏	営業本部長
取 締 役	大 宮 健	総務部長
常勤監査役	今 井 公 富	
監 査 役	山 内 政 幸	
監 査 役	岩 永 清 範	
監 査 役	倉 本 勤 也	(株)ネットマーケティング監査役

- (注) 1. 監査役今井公富氏、岩永清範氏および倉本勤也氏は社外監査役であります。尚、今井公富氏は東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
2. 平成30年3月29日開催の第50回定時株主総会において新たに、倉本勤也氏は監査役に選任され、就任いたしました。
3. ① 常勤監査役今井公富氏は、旧(株)富士銀行の支店長等を歴任し、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
- ② 監査役岩永清範氏は、日通商事(株)の役員等を長年に亘り経験し、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
- ③ 監査役倉本勤也氏は、大和証券グループ会社の役員等を長年に亘り経験し、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 監査役倉本勤也氏は、平成30年3月31日に大和証券エスエムビーシープリンシパル・インベストメンツ(株)、平成30年6月21日に大和企业投資(株)および大和PIパートナーズ(株)の各監査役を退任し、平成30年9月27日に(株)ネットマーケティングの監査役に就任しております。

(2) 事業年度中に退任した監査役

氏名	退任日	退任事由	退任時の地位および重要な兼職の状況
大西善一郎	平成30年3月29日	任期満了	監査役

(3) 取締役および監査役の報酬等

①当事業年度に係る取締役および監査役の報酬等の総額および員数

区分	支給額	員数
取締役	93,290千円	4名
監査役	15,200千円	5名

- (注) 1. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 取締役の報酬限度額は、年額150,000千円（平成元年3月30日定時株主総会決議）であります。
3. 監査役の報酬限度額は、年額20,000千円（平成元年3月30日定時株主総会決議）であります。
4. 当事業年度において計上した役員退職慰労引当金繰入額14,030千円（その内訳は取締役4名に対し12,930千円、監査役5名に対し1,100千円）および、役員賞与引当金繰入額20,900千円（その内訳は取締役4名に対し20,000千円、監査役4名に対し900千円）を含めて記載しております。

②当事業年度において支給した報酬等の総額および員数

区分	支給額	員数	摘要
監査役	800千円	1名	役員退職慰労金（平成30年3月29日開催の当社定時株主総会の決議に基づく）

(4) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職の状況並びに当該兼職先と当社との関係

監査役倉本勤也氏は、平成30年3月31日に大和証券エスエムビーシープリンシパル・インベストメンツ(株)、平成30年6月21日に大和企業投資(株)および大和PIパートナーズ(株)の各監査役を退任し、平成30年9月27日に(株)ネットマーケティングの監査役に就任しております。各兼職先と当社の間には特別な関係はありません。

② 社外役員の子な活動状況

区分	氏名	主な活動の状況
常勤監査役	今井公富	当期開催した12回の取締役会および15回の監査役会の全てに出席し、主に常勤監査役として業務監査の観点から議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
監査役	岩永清範	当期開催した12回の取締役会および15回の監査役会の全てに出席し、主に企業経営における経験と見識から議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
監査役	倉本勤也	就任後開催した9回の取締役会および10回の監査役会の全てに出席し、主に企業経営における経験と見識から議案審議等に必要な発言を適宜行っております。

③ 社外役員の子酬等の総額等

イ. 前記(3)①の合計(支給額・員数)の内訳としての社外役員の子酬等の総額等

区分	支給額	員数
社外役員の子酬等の総額等	12,400千円	4名

(注) 当事業年度において計上した社外役員に対する役員退職慰勞引当金繰入額900千円(監査役4名)および役員賞与引当金繰入額700千円(監査役4名)を含めて記載しております。

ロ. 当事業年度において支給した報酬等の総額および員数

支給額	員数	摘要
800千円	1名	役員退職慰勞金(平成30年3月29日開催の当社定時株主総会の決議に基づく)

④ 社外取締役を置くことが相当でない理由

当社は当事業年度の末日において社外取締役を置いておりませんが、当社事業の特性を踏まえ、事業内容に精通した取締役により迅速な意思決定を取締役会でを行うことを重視しておりました。しかしながら、さらなる経営の監督強化を目的として、社外取締役の役割と機能について検討の結果、平成31年3月28日開催の定時株主総会において社外取締役を含む取締役選任議案を上程いたします。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

- ・ 公認会計士法第2条第1項の業務に係る報酬等の額 18.5百万円
- ・ 当社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 18.5百万円

(注) 1. 会計監査人の報酬等について監査役会が同意した理由

監査役会は、公益社団法人日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、会計監査人の監査計画、監査の実施状況、及び報酬見積りの算出根拠などを確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等について、会社法第399条第1項の同意を行っております。

2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合に、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

又、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合に、監査役全員の同意に基づき監査役会が会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

6. 業務の適正を確保するための体制

(1) 取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- ① 企業行動規準、定款および取締役会規程を遵守することにより、業務の適正を確保する体制を確立し、必要に応じて外部の専門家を起用することにより、監査役と協力して未然に法令定款違反を防止する。
- ② 企業行動規準に基づいて就業規則に関連規程を定めることにより、社員等の職務の執行が法令等に適合することを確保する。
- ③ 取締役は、重大な法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事実を発見したときには、直ちに監査役及び社長等に報告し、適切な措置をとるものとする。
- ④ 監査役はコンプライアンスおよび内部通報制度の運用に問題があると認めるときには、取締役会において意見を述べると共にその改善策の策定を求めることができる。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報については、取締役会規程および文書管理規程に基づき、保存期間、閲覧の条件等を明確にすることとする。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

リスクの把握とその管理および管理の体制等については、危機管理規程に基づき、不測の事態が発生した場合について、社長を本部長とする対策本部を設置し、顧問弁護士等を含む外部の専門家も含め、損害の発生を最小限にとどめる体制を整えるものとする。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行なわれることを確保するための体制

- ① 取締役会を毎月1回定時に開催するほか、必要に応じて適宜に開催することとし、当社の経営方針にかかわる重要事項については、適宜、社長等によって事前に審議をするものとする。
- ② 取締役会の決定に基づく業務執行の組織、業務分担、責任者等については、都度定めることとする。

(5) 監査役を補助すべき使用人に関する事項、当該使用人の取締役からの独立性に関する事項、当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- ① 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合は、監査役を補助すべき使用人として監査役補助者を任命することとする。

- ② 監査役補助者は業務の執行に係る役職を兼務しないこととし、監査役補助者の人事異動、昇給、昇格等人事に関する事項については監査役の同意を得るものとし、取締役からの独立性を確保するものとする。
 - ③ 監査役監査の適切な遂行をするため監査環境整備に努めると共に、監査役の監査役補助者に対する指示の実効性を確保するものとする。
- (6) 取締役および使用人が監査役に報告をするための体制、報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制
- ① 代表取締役および業務執行を担当する取締役は、取締役会等の重要な会議においてその担当する業務の執行状況や業務の適正を確保するために必要な重要事項について監査役に対して都度報告するものとする。
 - ② 社内での反社会的行為等をなくすために内部通報制度を設け、法令定款遵守の体制を確保するものとする。また、通報者が不利益を被らないように保護規定を設けるものとする。
- (7) その他監査役の監査が実効的に行なわれることを確保するための体制
- ① 取締役および使用人は、監査役が監査計画に基づく監査の実効性を確保するための内部統制の整備、内部監査部門との関係等の体制整備に努めることとする。
 - ② 監査役会は、監査の実施にあたり独自の意見形成を行うため、必要に応じて、会社の費用で法律・会計の専門家を活用できることとする。

7. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社は、経営および業務執行に関わる意思決定機関としての取締役会を月1回以上開催し、経営上の重要事項を協議・決定しております。3名の社外監査役は取締役会にて適宜忌憚のない意見を述べており、経営や業務執行の監督機能、牽制機能を担っています。

当社は、取締役会の機能を補完するために、内部統制委員会を設置し、半年に1回開催しております。内部統制委員会は、社長、営業本部長、DPP本部長、各工場長、各DPPセンター長、監査部長、総務部長、経理部長を構成員とし、社外委員として公認会計士を迎えて、全社的な内部統制の年間スケジュールを策定、全社員を対象とする教育および全拠点を対象とする監査を計画的に行い、オープンな報告、討議を行っております。内部統制委員会の議事内容については監査役に報告されております。

8. 株式会社の支配に関する基本方針

当社は、平成19年3月29日開催の第39回定時株主総会の決議による承認を得て、「当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）」（以下「本プラン」という）を導入いたしました。本プランの有効期間は第42回定時株主総会（平成22年3月30日開催）の終結の時までであり、現在は継続していません。

継続期間中、当社は、当社を支える株主、従業員、取引先、地域社会等の様々なステークホルダーとの信頼関係を十分に理解し、企業価値および株主共同の利益を中長期的に確保、向上させるための取り組みを推し進めてまいりました。一方、独立委員会委員の意見や株式の大量取得行為に対する法制度の整備状況等も勘案し、本プランの継続の是非について慎重に検討を進めてまいりました結果、今後とも、さらなる業績の向上と持続的成長性を高めることこそが、ステークホルダーの皆様との信頼関係を強固なものとし、企業価値および株主共同の利益の確保・向上に繋がるものとの結論に至り、平成22年1月7日開催の取締役会において、第42回定時株主総会へは本プランの継続を付議しないことを決議し、合わせてその旨開示したものであります。

当社は、本プランの非継続後も引き続き、当社株式の大量取得行為があった場合には、当社の企業価値および株主共同の利益の確保・向上のために、積極的な情報収集とその適切な開示に努めると共に、法令および定款によって許容される限度において、当社の企業価値および株主共同の利益の確保・向上に資する相当の措置を講じてまいります。

また、今後の社会的な趨勢等を踏まえ、当社の企業価値および株主共同の利益の確保・向上のために買収防衛策等の導入が必要と判断される場合には、その時点において適切な対策を講じる所存であります。

貸借対照表

(平成30年12月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	2,509,341	流動負債	1,448,372
現金及び預金	1,234,135	支払手形	278,257
受取手形	78,148	買掛金	508,627
売掛金	796,746	リース債務	227,254
製品	153,402	未払金	36,885
仕掛品	15,926	未払費用	136,436
原材料	36,581	未払法人税等	112,996
前払費用	30,628	前受金	313
立替金	135,377	賞与引当金	22,185
繰延税金資産	17,114	役員賞与引当金	20,900
その他	11,279	その他	104,514
固定資産	6,745,460	固定負債	1,003,182
有形固定資産	4,671,082	リース債務	583,377
建物	1,255,368	繰延税金負債	192,229
構築物	15,444	役員退職慰労引当金	200,282
機械装置	106,528	資産除去債務	26,691
車両運搬具	5,328	その他	602
工具器具備品	51,325	負債合計	2,451,555
土地	2,507,281	(純資産の部)	
リース資産	722,785	株主資本	6,609,629
建設仮勘定	7,020	資本金	798,288
無形固定資産	48,473	資本剰余金	600,052
ソフトウェア	31,346	資本準備金	600,052
ソフトウェア仮勘定	1,610	利益剰余金	5,232,150
リース資産	8,945	利益準備金	199,572
電話加入権	6,571	その他利益剰余金	5,032,578
投資その他の資産	2,025,904	配当平均積立金	300,000
投資有価証券	1,234,671	別途積立金	4,138,000
長期前払費用	13,473	繰越利益剰余金	594,578
保険積立金	259,118	自己株式	△20,862
投資不動産	50,903	評価・換算差額等	193,617
前払年金費用	408,114	その他有価証券評価差額金	193,617
その他の	61,443	純資産合計	6,803,247
貸倒引当金	△1,821	負債・純資産合計	9,254,802
資産合計	9,254,802		

損 益 計 算 書

(自 平成30年1月1日)
(至 平成30年12月31日)

(単位：千円)

科 目	金	額
売 上 高		6,881,472
売 上 原 価		5,530,967
売 上 総 利 益		1,350,504
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		1,182,326
営 業 利 益		168,178
営 業 外 収 入		
受 取 利 息 ・ 配 当 金	17,316	
有 価 証 券 利 息	1,154	
受 取 保 険 金	3,292	
受 取 賃 貸 料	4,409	
雑 収 入	10,421	36,594
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	18,108	
賃 貸 費 用	2,677	
固 定 資 産 除 却 損	508	
貸 倒 引 当 金 繰 入 額	11	
雑 損 失	1,461	22,767
経 常 利 益		182,005
特 別 利 益		
投 資 有 価 証 券 売 却 益	56,923	56,923
特 別 損 失		
固 定 資 産 売 却 損	338	
投 資 有 価 証 券 評 価 損	8,964	9,302
税 引 前 当 期 純 利 益		229,626
法 人 税 ・ 住 民 税 及 び 事 業 税	96,442	
法 人 税 等 調 整 額	△1,897	94,544
当 期 純 利 益		135,081

株主資本等変動計算書

(自 平成30年1月1日)
(至 平成30年12月31日)

(単位：千円)

	株 主 資 本		
	資 本 金	資 本 剰 余 金	
		資 本 準 備 金	資 本 剰 余 金 合 計
当 期 首 残 高	798,288	600,052	600,052
当 期 変 動 額			
剰 余 金 の 配 当			
別 途 積 立 金 の 取 崩			
当 期 純 利 益			
自 己 株 式 の 取 得			
株主資本以外の項目 の当期変動額（純額）			
当 期 変 動 額 合 計	—	—	—
当 期 末 残 高	798,288	600,052	600,052

(単位：千円)

	株 主 資 本							
	利 益 剰 余 金						自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
	利 益 準 備 金	そ の 他 利 益 剰 余 金				利 益 剰 余 金 合 計		
		配 当 平 均 積 立 金	別 途 積 立 金	繰 越 利 益 剰 余 金				
繰 越 利 益 剰 余 金				繰 越 利 益 剰 余 金				
当 期 首 残 高	199,572	300,000	4,405,000	325,485	5,230,057	△20,836	6,607,562	
当 期 変 動 額								
剰 余 金 の 配 当				△132,987	△132,987		△132,987	
別 途 積 立 金 の 取 崩			△267,000	267,000	—		—	
当 期 純 利 益				135,081	135,081		135,081	
自 己 株 式 の 取 得						△26	△26	
株主資本以外の項目 の当期変動額（純額）								
当 期 変 動 額 合 計	—	—	△267,000	269,093	2,093	△26	2,067	
当 期 末 残 高	199,572	300,000	4,138,000	594,578	5,232,150	△20,862	6,609,629	

(単位：千円)

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	328,442	328,442	6,936,004
当期変動額			
剰余金の配当			△132,987
別途積立金の取崩			—
当期純利益			135,081
自己株式の取得			△26
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)	△134,824	△134,824	△134,824
当期変動額合計	△134,824	△134,824	△132,757
当期末残高	193,617	193,617	6,803,247

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

時価のあるもの……………	期末日の市場価格等に基づく時価法 (評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)
時価のないもの……………	移動平均法による原価法

② 棚卸資産の評価基準及び評価方法

製品・仕掛品……………	個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）
原材料……………	移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

平成19年3月31日以前に取得した資産……………	旧定率法（平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）については、旧定額法）
平成19年4月1日以後に取得した資産……………	定率法（建物（建物附属設備を除く）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法）

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建築物	28～50年
構築物	6～40年
機械装置	10年
車両運搬具	5年
工具器具備品	5～8年

② 無形固定資産（リース資産を除く）…………… 社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法

③ リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産……………	自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産……………	リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討して、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員の賞与の支給に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

③ 役員賞与引当金

役員の賞与の支給に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

④ 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。数理計算上の差異については、各期の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法に基づく按分額をそれぞれ発生の翌期から費用処理することとしております。

なお、当事業年度において年金資産残高が退職給付債務から未認識数理計算上の差異を加減した額を超えているため、当該金額を前払年金費用として投資その他の資産に計上しております。

⑤ 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に充てるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

(4) 消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

2. 貸借対照表関係

(1) 有形固定資産の減価償却累計額 4,094,424千円

(2) 決算期末日満期手形の会計処理は、手形交換日をもって決済処理しております。なお、当決算期末日が金融機関の休日であったため、次の決算期末日満期手形が決算期末日残高に含まれております。

受取手形 22,186千円

3. 株主資本等変動計算書関係

(1) 事業年度の末日における発行済株式の数 普通株式 5,815,294株

(2) 事業年度の末日における自己株式の数 普通株式 33,266株

(3) 配当に関する事項

① 配当金支払額

決 議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり 配当額	基 準 日	効力発生日
平成30年3月29日 定時株主総会	普通株式	132,987千円	23.00円	平成29年12月31日	平成30年3月30日

② 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

平成31年3月28日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり提案しております。

イ. 配当金の総額 104,076千円

ロ. 1株当たり配当額 18.00円

ハ. 基準日 平成30年12月31日

ニ. 効力発生日 平成31年3月29日

なお、配当原資については、利益剰余金とすることを予定しております。

4. 金融商品関係

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社は、資金調達については、運転資金及び設備投資計画に照らして必要な資金を金融機関から借入により調達しております。また資金運用については、投機目的による取引は行っておりません。

② 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。投資有価証券は、株式、投資信託及び社債であり、市場価格の変動リスク及び株式・債券等発行体の信用リスクに晒されております。

営業債務である支払手形及び買掛金は、4ヶ月以内の支払期日であります。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

イ. 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

営業債権については、販売管理規程に基づき、各営業所が取引先の信用状況を定期的にモニタリングし、取引先ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

ロ. 市場リスク（市場価格や金利等の変動リスク）の管理

投資有価証券につきましては、定期的に時価や発行体の財務状況等を把握し、必要に応じて保有の見直しを図っております。

ハ. 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

経理部が適時に資金繰り計画を作成・更新するとともに、手元流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

平成30年12月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません（(注2)参照）。

区分	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	1,234,135	1,234,135	—
(2) 受取手形	78,148	78,148	—
(3) 売掛金	796,746	796,746	—
(4) 投資有価証券			
その他有価証券	1,213,621	1,213,621	—
(5) 立替金	135,377	135,377	—
資産計	3,458,029	3,458,029	—
(1) 支払手形	278,257	278,257	—
(2) 買掛金	508,627	508,627	—
(3) 未払法人税等	112,996	112,996	—
負債計	899,882	899,882	—

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項
資産

(1) 現金及び預金、(2) 受取手形、(3) 売掛金、(5) 立替金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額に近似していることから当該帳簿価額によっております。

(4) 投資有価証券

投資有価証券の時価につきましては、取引所の価格又は取引金融機関等から提示された価格によっております。

負債

(1) 支払手形、(2) 買掛金、(3) 未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額に近似していることから当該帳簿価額によっております。なお、リース債務については重要性が乏しいため、注記を省略しております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区 分	貸借対照表計上額 (千円)
非上場株式	21,050

非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「(4)投資有価証券」には含めておりません。

(注3) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超5年以内 (千円)	5年超10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	1,234,135	—	—	—
受取手形	78,148	—	—	—
売掛金	796,746	—	—	—
投資有価証券				
その他有価証券のうち満期があるもの	—	21,000	—	—
立替金	135,377	—	—	—
合計	2,244,408	21,000	—	—

5. 賃貸等不動産関係

賃貸等不動産の総額に重要性が乏しいため、記載を省略しております。

6. 税効果会計関係

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
未払事業税	8,994千円
役員退職慰労引当金	61,326千円
会員権評価損	31,354千円
投資有価証券評価損	8,125千円
減損損失	18,360千円
資産除去債務	8,172千円
貸倒引当金	557千円
賞与引当金	6,793千円
その他	2,731千円
繰延税金資産小計	146,416千円
評価性引当額	△108,003千円
繰延税金資産合計	38,412千円
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△85,450千円
前払年金費用	△124,964千円
資産除去債務	△3,111千円
繰延税金負債合計	△213,527千円
繰延税金負債の純額	△175,114千円

7. 退職給付関係

(1) 採用している退職給付制度の概要

当社は確定給付型の制度として、一般従業員に対して確定給付年金制度を設けております。また、従業員の退職等に際して割増退職金を支払う場合があります。

(2) 退職給付債務に関する事項（平成30年12月31日現在）

	(単位：千円)
退職給付債務	△1,209,885
年金資産	1,441,128
未積立退職給付債務	231,242
未認識数理計算上の差異	176,872
前払年金費用	408,114

(3) 退職給付費用に関する事項（自 平成30年1月1日 至 平成30年12月31日）

	(単位：千円)
勤務費用	84,962
利息費用	1,615
期待運用収益	△28,539
数理計算上の差異の費用処理額	28,317
退職給付費用	86,356

(4) 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項

退職給付見込額の期間帰属方法	給付算定式基準
割引率	0.054%
長期期待運用収益率	2.0%
数理計算上の差異の処理年数	10年

8. 関連当事者との取引関係
該当する重要な事項はありません。
9. 1株当たり情報
- | | |
|----------------|-----------|
| (1) 1株当たり純資産額 | 1,176円62銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 23円36銭 |
10. 重要な後発事象
該当事項はありません。

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成31年2月14日

光ビジネスフォーム株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 羽 鳥 良 彰 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 渡 邊 康一郎 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、光ビジネスフォーム株式会社の平成30年1月1日から平成30年12月31日までの第51期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成30年1月1日から平成30年12月31日までの第51期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員の一致した意見として、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門、その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成31年2月19日

光ビジネスフォーム株式会社 監査役会

常勤監査役 (社外監査役)	今井公富	㊟
監査役	山内政幸	㊟
監査役 (社外監査役)	岩永清範	㊟
監査役 (社外監査役)	倉本勤也	㊟

以上

議決権の代理行使の勧誘に関する参考書類

1. 議決権の代理行使の勧誘者

光ビジネスフォーム株式会社
代表取締役社長 林 陽 一

2. 議案および参考事項

第1号議案 剰余金処分の件

当社は、株主の皆様への利益還元を重要な経営方針のひとつとして位置づけ、安定的な配当を基本としながら、当期の業績や今後の事業展開等を勘案し、以下のとおり剰余金の配当（第51期期末配当）をさせていただきたいと存じます。

期末配当に関する事項

(1) 配当財産の種類

金銭

(2) 配当財産の割当に関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき金18円

配当総額 104,076,504円

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日（第51期期末配当金の支払開始日）

平成31年3月29日

第2号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

(1) 取締役及び監査役として適切な人材の招聘を容易にし、その期待される役割を十分発揮できるよう、取締役会の決議によって法令の定める範囲で責任を免除することができる旨、及び当社と取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）及び監査役との間で責任限定契約を締結できる旨の規定として、定款第25条（取締役の責任免除）及び第32条（監査役の責任免除）を新設するものであります。

なお、定款第25条（取締役の責任免除）の新設に関しましては、各監査役の同意を得ております。

(2) 上記の条文の新設に伴い、条数の繰り下げを行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、下表のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(新設)</p> <p>第25条～第30条 (条文省略)</p> <p>(新設)</p> <p>第31条～第32条 (条文省略)</p>	<p>(取締役の責任免除)</p> <p>第25条</p> <p>当社は、<u>会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって、同法第423条第1項に定める取締役(取締役であったものを含む。)の損害賠償責任を法令に定める限度額の範囲内で免除することができる。</u></p> <p>2) 当社は、<u>会社法第427条第1項の規定により、取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)</u>との間で、<u>同法第423条第1項に定める損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の定める額とする。</u></p> <p>第26条～第31条 (現行どおり)</p> <p>(監査役の責任免除)</p> <p>第32条</p> <p>当社は、<u>会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって同法第423条第1項に定める監査役(監査役であったものを含む。)の損害賠償責任を法令に定める限度額の範囲内で免除することができる。</u></p> <p>2) 当社は、<u>会社法第427条第1項の規定により、監査役との間で、同法第423条第1項に定める損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める額とする。</u></p> <p>第33条～第34条 (現行どおり)</p>

第3号議案 取締役6名選任の件

現在の取締役全員（4名）は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、経営体制を刷新し、社業の一層の発展を期するため、取締役6名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数	当社との 特別の 利害関係
はやし よう いち 林 陽 一 (昭和27年12月26日生)	昭和51年4月 当社入社 昭和59年4月 目黒営業所長 平成6年8月 営業本部長代行 平成7年3月 取締役営業本部長 平成13年3月 常務取締役営業本部長 平成15年3月 代表取締役副社長 平成17年3月 代表取締役社長 (現在に至る)	60,200 株	なし
さか した まさ み 坂 下 正 巳 (昭和30年9月10日生)	昭和54年4月 当社入社 昭和59年4月 多摩営業所長 平成5年2月 新宿営業所長 平成9年3月 取締役新宿営業所長 平成10年11月 取締役新宿営業所長兼長野営業所長 平成13年3月 取締役営業副本部長兼新宿営業所長 平成20年3月 常務取締役営業本部長 平成26年7月 常務取締役営業本部長兼DPP本部統括 品質管理担当 平成29年4月 専務取締役製造本部DPP本部統括 (現在に至る)	75,420 株	なし
まつ もと やす ひろ 松 本 康 宏 (昭和36年3月24日生)	昭和59年4月 当社入社 平成20年3月 新宿営業所長 平成24年4月 執行役員新宿営業所長 平成25年3月 取締役営業副本部長兼新宿営業所長 平成29年4月 常務取締役営業本部長 (現在に至る)	10,000 株	なし
おお みや たけし 大 宮 健 (昭和36年1月31日生)	平成21年4月 みずほ信託銀行㈱コンプライアンス統 括部長 平成25年3月 ㈱みずほ銀行より当社へ出向 執行役 員総務部長 平成26年4月 当社入社 執行役員総務部長 平成27年3月 取締役総務部長 (現在に至る)	4,400 株	なし

氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数	当社との 特別の 利害関係
※ みずのせいじん 水野晴仁 (昭和44年3月28日生)	平成3年12月 当社入社 平成22年1月 金融ソリューション部長 平成24年1月 日本橋営業第四部長兼金融ソリューション部長 平成24年4月 執行役員日本橋営業第四部長兼金融ソリューション部長 平成27年1月 執行役員日本橋営業所長兼金融ソリューション部長 平成29年9月 執行役員日本橋営業部長 (現在に至る)	0株	なし
※ よこやまともゆき 横山友之 (昭和50年6月5日生)	平成14年10月 監査法人トーマツ(現 有限責任監査法人トーマツ)入社 平成18年12月 公認会計士登録 平成21年4月 デロイトトーマツFAS(株)(現 デロイトトーマツファイナンシャルアドバイザー(同)) 出向 平成21年7月 横山経営会計事務所設立(現任) 税理士登録 平成23年5月 ポケットカード㈱監査役 平成28年5月 ポケットカード㈱取締役 平成30年5月 ポケットカード㈱取締役退任 (現在に至る)	0株	なし

(注) 1. ※は新任の取締役候補者であります。

2. 横山友之氏は社外取締役候補者であり、公認会計士として財務・会計に関する高い専門性を有していることから、社外取締役として当社の経営の重要事項の決定及び業務執行の監督に十分な役割を果たしていただけるものと判断しております。また同氏は東京証券取引所が規定する一般株主と利益相反が生じるおそれがあるとされる判断要素のいずれにも該当しないことから独立役員として同取引所に届け出る予定であります。

3. 社外取締役候補者である横山友之氏が選任された場合、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されることを条件として、当社は同氏との間で会社法第423条第1項の損害賠償責任について、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度とする契約を締結する予定です。

以上

株主総会会場ご案内

会場 東京都八王子市東浅川町553番地
光ビジネスフォーム株式会社 本社
電話番号 042-663-1635

交通 JR、京王電鉄、高尾駅から徒歩15分

